

栃木県立学校における盗撮防止等 ガイドライン

令和7年12月

栃木県教育委員会

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	(1) 環境整備及び点検	
	(2) 個人所有機器の利用制限及び写真・動画等のデータの管理	
	(3) 来校者への協力依頼	
	(4) 教職員への研修、児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	3
6	被害者・加害者への対応	3
	(1) 被害者への対応	
	(2) 教職員が加害者の場合の対応	
	(3) 児童生徒が加害者の場合の対応	
7	継続的な見直し	4
8	関係法令	4
	(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	(2) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律	
	(3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	(4) 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例	
	(5) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
	(6) 個人情報保護に関する法律	
9	相談先	5
	(1) 栃木県教育委員会	
	(2) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、栃木県立学校（以下「学校」という。）が盗撮を未然に防止し、児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、「盗撮」とは、次の行為を指す。

- ① 相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを写真機、ビデオカメラその他の機器（以下「カメラ等」という。）で撮影する行為
- ② ①を行う目的で、カメラ等を設置する行為

3 対象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) から (4) について、各学校長の責任の下、対策を講じる。

(1) 環境整備及び点検

ア 環境整備

- (ア) 校内全ての場所について、常に整理整頓を行い、カメラ等が設置できない環境を整える。
- (イ) 特に更衣等を行う場所は、仕切りやカーテン等を設置して、外部から見えないようにする。
- (ウ) 校内の鍵の管理及び施錠を適切に行う。鍵は所在を明確にし、無断で使用することのないよう管理体制を整える。
- (エ) 教職員及び児童生徒が、教育活動や業務上の必要がないにもかかわらず、教室等で一人きりにならないようにする。
- (オ) 教職員の出勤・退勤記録を確実にかつ正確に行う。また、休日や深夜における校内施設への出入りについては、事前申請と事後確認を徹底するとともに、警備会社との連携を図り、出入りの把握をする。

イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じて巡回を行う。なお、PTA等と連携して実施することも考えられる。

(ア) 日常点検

- a 清掃指導や巡回等の際に、不審物等の有無を確認する。
- b 防犯カメラが作動しているか確認する。

(イ) 定期点検

- a 月に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い、複数の目で点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
- b 月に1回、防犯カメラの作動状況等を点検する。
- c 施設等の修繕が必要な場合は、関係課と協議し迅速に対応する。

(ウ) 臨時点検

- a 夏季休業及び冬季休業などの長期休業や、体育祭や文化祭などの学校行事の直前・直後などに行う。
- b 水泳の授業等のために更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。
- c 点検方法等については、(イ)定期点検と同様とする。

(2) 個人所有機器の利用制限及び写真・動画等のデータの管理

ア 教職員が、撮影機能のある個人所有の機器（スマートフォンやデジタルカメラ等）で児童生徒等を撮影することを禁止する。教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

イ 撮影にあたっては、撮影の必要性を十分に検討し、写真・動画等のデータの利用目的や方法について、事前に周知の上、児童生徒と保護者の了解を得ることとする。

ウ 児童生徒が所有する機器を利用する場合は、各校の校則等に基づくものとする。

エ 学校の機器を利用して撮影した写真・動画等のデータは、複数の教職員で確認し、適切に保管する。必要のないデータ（機器内のデータ含む）は、速やかに削除する。

オ 学校外に写真・動画等のデータを持ち出す場合は、管理職の許可を得る。
（「栃木県教育情報セキュリティ対策基準を遵守すること」P15 人的セキュリティ参照）

カ 教職員は、保存したデータの中に性的な写真・動画を発見した場合は、

速やかに管理職に報告する。

(3) 来校者への協力依頼

- ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。
- イ 来校者による児童生徒等の撮影は許可を与えた場合のみとし、その際は、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。
- ウ 必要に応じて来校者の立入りを許可しない区域を定め、その内容を掲示するなどにより来校者の立入りを制限する。
- エ 学校行事等における撮影のルールは、事前に周知する。

(4) 教職員への研修、児童生徒への指導

ア 教職員への研修

性暴力防止に資する人権に関する研修や、不祥事防止のための研修を計画的に行う。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を理解することは、児童生徒及び教職員の権利擁護に欠かせず、同法が規定する児童生徒性暴力は懲戒免職処分の対象となるだけでなく、刑事上の処分、民事上の処分がありえることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育を推進する。また、授業等を通じて、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行うとともに、校内で不審な物や人物を見かけたら、速やかに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他

児童生徒及び保護者に対して、「**9 相談先**」に記載する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮又は盗撮が疑われる事案が発覚した場合、教職員は直ちに管理職への報告を行う。管理職は、速やかに現場の使用を制限し、証拠の保全を行うとともに、警察への通報及び高校教育課への報告を行う。

6 被害者・加害者への対応

(1) から (3) について、各学校長の責任の下、対応を行う。

(1) 被害者への対応

- ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- イ 迅速に管轄の警察へ通報し、学校と警察との間で情報共有を図る。

- ウ 被害者が児童生徒の場合は、保護者に速やかに連絡するとともに必要な支援を行う。
- エ 被害者に対して必要な保護・支援を行い、被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供するほか、被害児童生徒の登校については、必要に応じてオンライン授業の実施など代替措置を検討する。

(2) 教職員が加害者の場合の対応

- ア 警察への通報及び高校教育課へ報告を行う。高校教育課は事実確認を行い、適切な処置を行う。
- イ 学校は、保護者及び児童生徒への説明会を開催するなど、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

(3) 児童生徒が加害者の場合の対応

- ア 警察への通報及び高校教育課へ報告を行う。
- イ 加害児童生徒からの正確な事実の把握に努めるとともに、保護者及び学校内外の連携を生かした組織的な指導と援助を行う。
- ウ 必要に応じて加害児童生徒への心理支援を行う。

7 継続的な見直し

県教育委員会は、他自治体も含めた盗撮事案の調査や法改正を踏まえて本ガイドラインや不祥事防止のための研修の見直しを行った場合、必要に応じて学校での対応について見直しを行う。

8 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教育職員性暴力等防止法）（令和3年法律第57号）
- (2) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）（令和6年法律第69号）
- (3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）（令和5年法律第67号）
- (4) 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）（平

成 14 年 12 月 27 日 栃木県条例第 62 号)

(5) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18 歳未満の被害者が含まれる場合））
（平成 11 年法律第 52 号）

(6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

9 相談先

(1) 栃木県教育委員会

- ・ 高校教育課 028-623-3382
- ・ 学校安全課 学校安全担当 028-623-2966
- ・ 生涯学習課 ホットほっと電話相談 028-665-9999

(2) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

- ・ 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課
犯罪被害者等のための総合的対応窓口 028-623-2154
- ・ 栃木県精神保健福祉センター
こころのダイヤル 028-673-8341
- ・ 栃木県とちぎ男女共同参画センター
女性の相談窓口 028-665-8720
男性の相談窓口 028-665-8724
- ・ 栃木県警察
ヤングテレホン 0120-87-4152
所在地を管轄する警察署
- ・ 公立学校共済組合
電話・面談メンタルヘルス相談 0800-700-5680

【監修】

稲葉 幸嗣	稲葉勉法律事務所	弁護士
良 香織	宇都宮大学共同教育学部	准教授
黒川 亨子	宇都宮大学共同教育学部	准教授
平山 真理	白鷗大学法学部	教授
渡邊 文子	栃木県公認心理師協会	会長